

告 示

埼玉県告示第千百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、埼玉県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 森林計画区の名称

埼玉森林計画区

二 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間

縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
埼玉県農林部森づくり課	平成二十九年十月二十四日（火）から同年十一月二十四日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く日の午前九時から午後四時三十分まで）
埼玉県川越農林振興センター	
埼玉県秩父農林振興センター	
埼玉県寄居林業事務所	